

平成 21 年度ダイオキシン類に係る行政検査結果について

愛知県は、ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）に基づき、大気基準適用施設及び水質基準適用事業場における排出基準の遵守状況を確認するとともに排出削減指導を行うため、排出ガス及び排水について、ダイオキシン類の検査を実施しました。

また、廃棄物焼却炉及び廃棄物最終処分場における、ばいじん等、放流水及び周縁地下水についても、ダイオキシン類の検査を実施しました。

1 行政検査結果

(1) 大気基準適用施設（表 1）

検査を行った 8 施設における排出ガス中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(2) 水質基準適用事業場（表 2）

検査を行った 9 事業場における排水中のダイオキシン類測定結果は、すべて排出基準に適合していました。

(3) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻（表 3 (1)）

検査を行った 2 施設におけるばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果は、すべて処理基準に適合していました。

(4) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水（表 3 (2)）

検査を行った 2 施設における放流水のダイオキシン類測定結果は、すべて維持管理基準に適合していました。また周縁地下水については、すべて環境基準値を下回りました。

2 今後の対応

今後も工場・事業場に対して立入検査を継続し、排出基準、処理基準及び維持管理基準の遵守状況を把握するとともに、排出削減を指導していきます。

表1 大気基準適用施設の行政検査結果

(単位：ng-TEQ/m³N)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類		採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	刈谷知立環境組合	刈谷市半城土 町東田 46	廃棄物焼却炉		H21. 6. 4	0. 00030	0. 1
2	名成産業(株) 春日井事業所	春日井市松河 戸町一ツ橋 4046-1	廃棄物焼却炉		H21. 6. 17	0. 00018	5
3	豊川宝飯衛生組合 清掃工場	豊川市平尾町 親坂 50	廃棄物焼却炉		H21. 7. 2	0. 000043	1
4	戸松冶金(株) 大府工場	大府市北崎町 二丁目 91 番地	アルミニウム合 金製造施設	1号集じん 機系統排出 口	H21. 8. 6	0. 072	1
				2号集じん 機系統排出 口	H21. 8. 6	0. 0015	1
5	海部地区環境事務組 合新開センター	津島市新開町 二丁目 212 番 地	廃棄物焼却炉		H21. 10. 1	0. 000045	1
6	稲沢市環境センター	稲沢市中野川 端町 74	廃棄物焼却炉		H21. 10. 15	0. 10	5
7	アイシン精機(株) 西尾ダイカスト工場	西尾市南中根 町小割 80	廃棄物焼却炉		H21. 10. 22	0. 000069	5
8	東レ(株) 東海工場	東海市新宝町 31	廃棄物焼却炉		H21. 11. 26	0. 021	1

(注) 1 ng (ナノグラム) : 10億分の1g

2 TEQ: ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2, 3, 7, 8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

表2 水質基準適用事業場の行政検査結果

(単位：pg-TEQ/ℓ)

番号	工場・事業場名	所在地	施設の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	排出 基準
1	ファイザー(株) 名古屋工場	知多郡武豊町 5号地2	15-イ	H21.9.15	0.0032	10
2	出光興産(株) 愛知製油所	知多市南浜町 11番地	15-イ	H21.9.15	0.024	
3	三和油化工業(株)	刈谷市一里山町 東石根36-3	15-イ	H21.9.16	0.0015	
4	衣浦衛生組合衛生センタ ー	碧南市丸山町 1-14	15-イ	H21.9.16	0.0016	
5	王子製紙(株) 春日井工場	春日井市王子町1	1	H21.9.28	0.12	
6	尾張東部衛生組合 晴丘センター	尾張旭市晴丘町 東33-1	15-灰	H21.9.28	0.00088	
7	一宮市東部浄化センター	一宮市多加木 五丁目32-53	15-イ 18	H21.10.5	0.0046	
8	一宮市西部浄化センター	一宮市萩原町 花井方字古川新田 10	15-イ 18	H21.10.5	0.028	
9	愛北クリーンセンター	岩倉市野寄町向山 760	15-イ	H21.10.5	0.0041	

- (注) 1 pg(ピコグラム)：1兆分の1g
 2 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。
 3 施設の種類の詳細は6ページ参照。

表3 廃棄物処理施設に係る行政検査結果

(1) 廃棄物焼却炉のばいじん及び燃え殻

(単位:ng-TEQ/g)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	ばいじん、 燃え殻の 処理基準 (注1)	備考
名古屋市 五条川工場	あま市中萱津 奥野	一般廃棄物	燃え殻	H21.11.16	0.00000018	3	既設
			ばいじん	H21.11.16	0.00015		既設
森永乳業(株) 中京工場	江南市中奈良町 一ツ目1	産業廃棄物	燃え殻	H21.11.19	0.070		既設
			ばいじん	H21.11.19	2.8		既設

(注) 1 ばいじん、燃え殻の処理基準とは、これらの埋立処分等（再生することを含む。）を行う場合に適用される基準である。

2 ng（ナノグラム）：10億分の1g。

3 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

(2) 廃棄物最終処分場の放流水及び周縁地下水

(単位:pg-TEQ/l)

事業場名	所在地	一般廃棄物・ 産業廃棄物の別	検体の種類	採取年月日	ダイオキシン類 測定結果	廃棄物 最終処分場の 維持管理基準
弥富市鍋田 最終処分場	弥富市鍋田町 八穂58	一般廃棄物	放流水	H21.11.16	0.0050	10
			周縁 地下水	H21.11.16	0.0017	(注1)
サンエイ(株) 最終処分場	刈谷市泉田町	産業廃棄物	放流水	H21.11.17	0.0079	10
			周縁 地下水	H21.11.17	0.00069	(注1)

(注) 1 周縁地下水の測定結果については、汚染の有無について判断するため、地下水に適用される水質の環境基準値である1pg-TEQ/lを参考としている。

2 pg（ピコグラム）：1兆分の1g。

3 TEQ：ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考1>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排出ガス）

（単位：ng-TEQ/m³N）

番号	施設名	新設施設の 排出基準	既設施設の 排出基準
1	焼結鉍製造用焼結炉	0.1	1
2	製鋼用電気炉	0.5	5
3	亜鉛回収施設	1	10
4	アルミニウム合金製造施設	1	5
5	廃棄物 焼却炉	焼却能力 4t/h 以上	0.1
		同 2t/h 以上 4t/h 未満	1
		同 200kg/h 以上 2t/h 未満	5
		同 200kg/h 未満	

（注）1 法の施行の際、大気汚染防止法において新設施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設の排出基準が適用される。

2 既設施設とは、平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手していた施設をいう。

3 ng（ナノグラム）：10億分の1g

4 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考2>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく排出基準（排水）

(単位：pg-TEQ/l)

番号	施設名	排出基準
1	硫酸塩パルプ又は亜硫酸パルプ製造用の塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレン製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
3	硫酸カリウム製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維製造施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設の うち、廃ガス処理施設	
6	塩化ビニルモノマー製造用の二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタム製造施設のうち、次に掲げるもの イ 硫酸濃縮施設 ロ シクロヘキサン分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼン製造施設のうち、次に掲げるもの イ 水洗施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウム製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 乾燥施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレット製造施設のうち、次に掲げるもの イ ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設 ロ ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設 ハ ジオキサジンバイオレット洗浄施設 ニ 熱風乾燥施設	
12	アルミニウム溶解炉等の廃ガスを処理する施設のうち、次に掲げるもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
13	亜鉛回収施設のうち、次に掲げるもの イ 精製施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
14	担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 精製施設 ハ 廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設と同じ）の廃ガスを処理する施設のうち、 次に掲げるもの・灰の貯留施設であって汚水等を排出するもの イ 廃ガス洗浄施設 ロ 湿式集じん施設	
16	廃PCB等の分解施設、洗浄施設、分離施設	
17	フロン類の破壊の用に供する施設のうち、次に掲げるもの イ プラズマ反応施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設	
18	水質基準対象施設からの汚水等を処理する下水道終末処理施設	
19	第1号から第17号までに掲げる施設を設置する工場又は事業場廃水の共同 処理施設	

(注) 1 pg (ピコグラム) : 1兆分の1g

2 TEQとは、ダイオキシン類は異性体が多く毒性は異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も
毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表していることを示す。

<参考3>

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準（ばいじん、燃え殻）及び廃棄物最終処分場の維持管理基準

1 ばいじん、燃え殻について

- (1) ばいじん：焼却炉の集じん装置により集められたダスト。
- (2) 燃え殻：焼却炉の炉底等から排出される焼却灰、焼却物中の不燃物などの残さ物。

2 ダイオキシン類対策特別措置法等に基づく、ばいじん及び燃え殻に含まれるダイオキシン類の基準について

ばいじん、燃え殻の処分を行う場合のダイオキシン類の処理基準は以下のとおりです。

ダイオキシン類対策特別措置法に基づく処理基準値（ばいじん、燃え殻）
（単位：ng-TEQ/g）

廃棄物の種類	処理基準（注1）
ばいじん、燃え殻	3（注2）

注1：処理基準とは、埋立処分等（再生することを含む。）を行う際に適用される基準を言い、含有量で定められている。ばいじん、燃え殻の埋立処分等を行う場合には、この基準値以下となるように処理しなければならない。

2：既設施設（平成12年1月14日以前に既に設置され又は工事に着手されていた施設）からのばいじん、燃え殻については、次のいずれかの方法で処分した場合、基準値は適用されない。

- (1) 重金属が溶出しないようセメント固化する方法
- (2) 重金属が溶出しないよう薬剤処理する方法
- (3) 酸抽出し、当該抽出液を重金属が溶出しないよう処理するなどの方法

3 最終処分場の維持管理基準

ダイオキシン類に関する、一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の維持管理基準は以下のとおり。

- (1) 最終処分場の周縁の地下水（海面埋立処分を行う場合は、周縁の海水）の水質検査を1年に1回以上実施し、その結果当該最終処分場による汚染が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。（なお、汚染の有無について判断するため、地下水に適用される水質の環境基準値である1pg-TEQ/lを参考としている。）
- (2) 浸出水処理設備の維持管理は、放流水の水質が10pg-TEQ/lに適合するよう維持管理するとともに、放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上実施すること。